

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 玄海町役場

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.8%
全職員	95.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長級	95.5%
係長級	96.6%
主査級	95.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	82.3%
31～35年	103.0%
26～30年	71.5%
21～25年	93.7%
16～20年	96.0%
11～15年	98.3%
6～10年	81.0%
1～5年	92.8%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報

任期の定めのない常勤職員について

- 管理職等（課長級以上）の職員に占める女性の割合が男性より低い。
（管理職等（課長級以上）の職員に占める女性の割合（令和7年4月1日現在）：27.3%）
- 扶養手当については、主たる扶養者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当受給者に占める男性の割合は、77.3%である。

任期の定めのない常勤職員以外の職員について

- 任期の定めのない常勤職員以外の職員は、再任用職員・任期付職員・特定任期付職員・会計年度任用職員で構成されているが、特定任期付職員が男性平均給与額を押し上げている。

全職員について

- 男性については、「任期の定めのない常勤職員」の占める割合が75.8%となっている一方で、女性についてはその割合が40.0%となっている。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

役職段階別について

- 課長級の男性のうち、66.7%が扶養手当受給者であるが、女性に扶養手当受給者がいない。
- 主査級の男性のうち、54.5%が扶養手当受給者であるが、女性の扶養手当受給者については、22.2%となっている。

勤続年数別について

- 36年以上の男性については、6級課長が100%であるのに対し、女性については、課長33.3%、主査33.3%、技能労務職33.3%である。
- 26年以上30年以下の男性については、6級課長が100%であるのに対し、女性については、係長が62.5%、技能労務職が37.5%である。
- 6年以上10年以下の男性のうち、75%が扶養手当受給者であるが、女性の扶養手当受給者については、14.3%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。